

業務委託契約約款

- (総則) 第1条 株式会社奥村組(以下「委託者」という。)は、受託者に対し、注文書・注文請書に記載の業務(以下「本業務」という。)を委託し、受託者はこれを受託した。
2. 受託者は、注文書・注文請書及びこれらに添付した条件書等のほか、この業務委託契約約款(以下「本約款」という。)の規定に従い、善良な管理者の注意をもってこの契約を履行するものとする。
3. 本業務を遂行するために必要な図面等は、委託者が受託者に貸与するものとし、受託者は、これを善良な管理者の注意をもって管理する。受託者は本業務の遂行以外の目的で使用したり第三者に開示若しくは貸与してはならない。
4. 受託者は、本業務を完了する等、委託者から貸与された図面等が不要となったときは、速やかに委託者に返却する。
5. 本約款に定める承諾、通知、指示、催告、請求及び解除は、原則として、書面により行うものとする。

(秘密の保持) 第2条 受託者は、この契約の履行によって知り得た委託者、注文者(本業務を含む業務を委託者に注文した者をいう。以下同じ。)の営業上及び技術上の秘密並びに個人情報をも本業務完了後であっても他に開示、漏えいしてはならず、その被用者並びに再委託先(再委託先がさらに数次にわたって業務を委託した場合その相手方すべてを含む。以下同じ。)及びその被用者についてもこれらの秘密を保持させる。

(権利・義務の譲渡禁止) 第3条 委託者及び受託者は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。

(再委託) 第4条 受託者は、本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2. 法令が許容する範囲において、委託者の事前の書面による承諾を得たときは、受託者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

3. 受託者は、前項により本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、委託者に対し、その第三者の全ての行為について責任を負う。

(権利の帰属) 第5条 業務委託料の支払いがなされているといないにかかわらず、本業務の成果物(以下「成果物」という。)の所有権は、委託者に帰属するものとする。

2. 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、成果物の完成又は未完成を問わず、委託者に帰属するものとする。
3. 委託者は、成果物の内容を公表できるものとし、受託者は成果物に関する著作権法第19条第1項に定める権利(氏名表示権)及び同法第20条第1項に定める権利(同一性保持権)をそれぞれ行使しない。

(本業務の変更、中止等) 第6条 委託者は、必要があると認めるときは、書面をもって受託者に通知し、本業務の内容を変更し、又は本業務の全部又は一部を中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、委託者と受託者が協議して履行期間又は業務委託料の額を変更する。

(受託者の請求による履行期間の変更) 第7条 受託者は、その責に帰すことができない事由により、履行期間内に本業務を完了できないときは、委託者に対し、理由を明示のうえ、必要と認められる履行期間の延長を請求することができる。

2. 前項の場合において、延長する日数は委託者と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

(委託者による履行期間の変更等) 第8条 委託者は、履行期間を変更する必要があるときは、受託者に対して書面をもって履行期間の変更を求めることができる。この場合の変更日数は、委託者と受託者が協議して定める。

2. この契約の他の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、委託者と受託者が協議のうえ通常必要とされる履行期間の延長を行わないことができる。

3. 前二項の場合において、必要があると認められるときは、委託者と受託者が協議して業務委託料の額を変更する。

(委託者の検査) 第9条 受託者は、本業務の履行を完了した場合、直ちに委託者に通知し、成果物を委託者に引き渡すものとし、委託者は注文書・注文請書記載の検査を完了する日までに委託者の確認の検査を完了させるものとする。

2. 前項の検査に合格しないときは、受託者は、速やかにこれを修補して委託者の検査を受ける。

(業務委託料の支払い) 第10条 受託者は、前条第1項又は第2項の検査に合格したときは、検査合格後に、検査に合格した成果物に相応する業務委託料の支払いを請求することができる。

2. 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書・注文請書に定めるところにより部分払いを行うものとする。

3. 受託者は、本業務の全てについて前条第1項又は第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができるものとし、委託者はかかる請求に基づき業務委託料を支払うものとする。

4. 本業務に係る業務委託料支払債務は取立債務とする。

5. 委託者が受託者に対して、立替金、損害賠償金その他この契約の規定に基づき金銭債権を有するときは、その弁済期が到来すると否にかかわらず、いつでも対当額で相殺することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等) 第11条 受託者が、その責に帰すべき理由により、履行期間内に本業務を完了できない場合、委託者は、遅延日数に応じ、業務委託料の額から委託者が履行完了を認めた成果物に相応する金額を控除した額に年14. 6%の割合を乗じて計算した額を受託者に請求することができる。

2. 受託者は、委託者の責に帰すべき理由により、受託者に対して支払うべき代金の支払が遅れた場合、支払いが遅延した額につき、遅延日数に応じて年14. 6%の割合を乗じて計算した額を委託者に請求することができる。

(成果物の契約不適合責任) 第12条 成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、委託者は受託者に対して、追完又は損害の賠償を請求することができる。この場合、民法第562条第1項但書の規定は適用しない。

2. 前項の場合において、委託者が相当の期間を定めて、履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて、代金の減額を請求することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)履行の追完が不能であるとき(2)受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3)特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき

(4)前三号に掲げるほか、委託者が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

3. 前二項の請求期間は、委託者と注文者との契約における契約不適合責任期間とする。

4. 民法第637条の規定は、前二項の場合には適用しない。

(損害賠償) 第13条 委託者が、成果物の内容に起因して損害を被ったときは、委託者は受託者に対して被った損害の賠償を請求することができる。

2. 委託者又は受託者は、いずれかがこの契約に違反した場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。

(委託者の解除権) 第14条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)正当な理由がないのに本業務に着手すべき時期が過ぎても本業務に着手しないとき

(2)受託者が正当な理由なく、第12条第1項の追完を行わないとき

(3)受託者の責に帰すべき理由により、本業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき

(4)受託者の能力不足により、委託者に重大な迷惑を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあると認められるとき

(5)手形若しくは小切手の不渡り等支払を停止し、又は支払不能の状態に陥ったとき

(6)業務委託料につき、差押え、仮差押え、保全差押え又は滞納処分による差押えを受けたとき

(7)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停その他これに類する倒産手続の申立てがあったとき

(8)本業務を履行するために受託者が有している許可が効力を失い、あるいは取消され、若しくは営業の全部又は一部の停止処分を受けたとき

(9)受託者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次のいずれかに該当することが判明したとき

a. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき

b. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

c. 反社会的勢力を利用していると認められるとき

d. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

e. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

f. 自ら又はその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が前号に掲げるaからfのいずれかに該当し、委託者が受託者に対し、

相当の期間を定めたうえ、当該再委託先との契約を解除するよう指示してもこれがなされないとき

(11)第15条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき

(12)前各号に掲げる場合のほか、本約款の規定に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき

2. 委託者は第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害が生じて、これを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により委託者に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、委託者と受託者とは協議して定める。

3. 委託者は、本業務が完成しない間は、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4. 委託者は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、これにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、委託者と受託者とは協議して定める。

(受託者の解除権) 第15条 受託者は、委託者が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

(1)委託者がこの契約に違反し、その違反によって本業務を完了させることが困難となったとき

(2)委託者が業務委託料を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき

2. 受託者は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を委託者に対して請求することができる。この場合における賠償額は、委託者と受託者とは協議して定める。

(解除に伴う措置) 第16条 この契約を解除したときは、受託者は、委託者に対して引渡し完了していない成果物(未完成のものを含む)の全てを委託者に引き渡し、委託者はこれを検査するものとする。

2. 委託者は、前項の検査に合格した成果物に相応する業務委託料を支払うものとする。

(紛争の解決) 第17条 この契約に関し、紛争が生じた場合には、この契約に記載の委託者の住所を管轄する地方裁判所(支部を除く。)を第一審の合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項) 第18条 この契約についての疑義及び定めのない事項については、委託者と受託者との取引慣行に従い、双方誠意をもって協議し定める。

※当社からの不適切な指示や法令等に違反する行為を見聞された場合には、相談・通報窓口に連絡ください。相談・通報窓口 (https://www.2.okumuragumi.co.jp/kyoryokukai-shitei/sodan_tuho_madoguti.pdf)